# 市税を一時に納付できない方のために、猶予制度があります

# 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、

事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・



その市税の納期限から6か月以内に、市に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- \*申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。
- \*申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。
- \*上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権による換価の猶予制度もあります。

#### 納税の猶予

- 一 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- 二 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- 三 事業を廃止し、又は休止したこと
- 四 事業について著しい損害を受けたこと
- 五 本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは・・・



市に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

# 猶予が認められると・・・

- ・新たな督促や滞納処分(交付要求は除く)を受けることがありません。
- ・猶予期間中の延滞金は、その全部又は一部が免除されることがあります。
- ・換価(売却)手続きは中止されます。また、申請により、差押えの解除を受けることもできます。

市税をその納期限までに納付できない場合や、財産の換価により生活が維持できないと思われる場合は、すぐに市役所税務課の収納管理担当までご相談ください。

市税を納期限までに納付しない場合、納付の日までの日数に応じて延滞金はかかります。 また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

#### 申請の手続

- ◆提出する書類
  - ①「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
  - ②「財産収支状況書」
    - \*資産、負債、収支の状況などを記載してください。
- \*猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
  - ③担保の提供に関する書類
- ④災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)
  - \*罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

#### ◆申請の期限

- ・換価の猶予・・・猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内
- ・納税の猶予・・・一から四までに該当する場合の納税の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。五に該当する場合の納税の猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

#### ◆猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、市から猶予を許可するかしないかを通知します。

猶予が許可された場合は、市から送付される「猶予許可通知書」に記載された納付計画に従い誠実に納付する必要があります。

許可されなかった場合は、納期限までに又は即時に市税を納付してください。

### 担保の提供

猶予の申請をする場合は、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。担保とし て提供することができる財産の種類には、主に次のようなものがあります。

- ・国債・地方債や社債その他の市長が確実と認める有価証券
- •土地、建物
- ・市長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3ヵ月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

# 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を 完納することができると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

\*猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められるときは、申請により、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間とあわせて最長で2年)。

# 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおりに市税を納付しない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税を滞納した場合 など

この内容は、平成28年4月1日からの猶予申請について適用されます。